

令和2年7月 日

全信工会員 各位
関係事業者 各位
「第1種交通信号工事士」各位
「第2種交通信号工事士」各位

(一社)全国交通信号工事技術普及協会
理事長 上高家 耕一

旧技能検定資格から新技能検定資格への移行について (案)

拝啓 盛夏の候 皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年、三重県警察において、「交通信号工事士」資格が交通信号工事や保守の従事者に必要な資格として認められ、全国で初めて公的に認定されました。

しかし、その際、この「交通信号工事士」資格の公的認定を更に拡大していくためには、交通信号関係業務における資格の位置付けをより明確にした方がよいとのご指導をいただいたことなどから、これまで実施してきた技能検定制度を全面的に見直し、令和2年度から新たな技能検定制度により実施することといたしました。

新たな技能検定制度において大きく変更した点は、技能検定の対象とする資格をこれまでの「第1種交通信号工事士」及び「第2種交通信号工事士」の2種類から、「交通信号技士」、「交通信号工事士」、「交通信号設計士」、「交通信号監理士」及び「交通信号診断士」の5種類に細分化し、各々の資格を交通信号関係の業務に紐づけたこととあります。

つきましては、現在、「第1種交通信号工事士」及び「第2種交通信号工事士」の資格を保有している皆様におかれましては、本年度から令和6年11月30日までの間に、新資格に移行していただくことにしておりますので、別紙「旧技能検定資格から新技能検定資格への移行の手引き」をご覧の上、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

なお、移行処理に係る事務処理の平準化を図るため、令和2年度においては、平成23年度(2011年度)に「第2種交通信号工事士」を取得された700余名について、新資格への移行処理を行いますので、対象者は、別添「令和2年度 新技能検定資格への移行申請のご案内」により、移行申請手続きのほどよろしくお願い申し上げます。

敬具